

笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要

本市においては、国の基準※と異なる内容を定める特段の事情、地域の特殊性は認められないため、下記に示す事項以外は全て、国の基準等に準じて条例案を策定いたします。

1 記録の整備

	従来（省令・基準※）	改正案（条例）
記録の保存年限	2年間	5年間
対象事業	全サービス	
改正理由	介護報酬の返還請求の消滅時効が5年であるため。	

2 災害対策

	従来（省令・基準※）	改正案（条例）
努力義務	なし。	非常災害時における必要な物資の備蓄、関係機関等との連携協力体制の整備及び市との災害協定の締結に努める。
対象事業	認知症対応型通所介護，小模多機能型居宅介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護，複合型サービス	
改正理由	『笠間市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』に基づくと共に、県条例で定める介護サービスとの整合性を図るため。	

3 居室の定員

	従来（省令・基準※）	改正案（条例）
居室の定員	1人。必要と認められる場合は、2人。	1人。必要と認められ、入所者の私生活の平穩に配慮できるよう設計上の工夫を行う場合にあっては、2人以上4人以下。
対象事業	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
改正理由	所得の少ない利用者を考慮し、また県条例で定める指定介護老人福祉施設との整合性を図り、多床室の整備を可能とするため。	

※ 基準：指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準

4 地域密着型サービス事業者の指定に係る法人格の有無

介護保険法第78条の2第4項第1号に規定する条例で定める者は、法第78条の2第5項及び介護保険法施行規則第131条の10の2に基づき、「法人」として条例に定めます。

5 地域密着型サービス事業者の指定に係る地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業の入所定員

法第78条の2第1項に規定する条例で定める数は、「29人以下」として条例に定めます。

6 施行予定日

平成25年4月1日